

参 考 資 料

1. 検討体制・経過

〔資料1〕大阪府知的財産戦略指針検討委員会及び庁内連絡調整会議	48
〔資料2〕大阪府知的財産戦略指針検討委員会設置要綱	49
〔資料3〕大阪府知的財産戦略指針検討委員会庁内連絡調整会議設置要綱	50

2. 各種データ等

〔資料4〕知的財産立国に向けた国の取組み	52
〔資料5〕大学等技術移転促進法により承認されたTLO実施事業者	53
〔資料6〕特許等の出願件数（日本人によるもの）	55
〔資料7〕特許流通促進事業の成果	56
〔資料8〕地域別弁理士数	57
〔資料9〕都道府県職員の特許出願件数、特許取得件数、実施許諾又は譲渡件数	59
〔資料10〕職員勤務発明による府有知的財産権総括表	60
〔資料11〕大阪の情報発信力強化の必要性	62
〔資料12〕知的財産基本法	63

1. 検討体制・経過

大阪府知的財産戦略指針検討委員会及び庁内連絡調整会議〔資料1〕

○ 大阪府知的財産戦略指針検討委員会構成（敬称略）

区分	氏名	役職名
委員長	江口 順一	帝塚山大学大学院法政策研究科長 大阪大学名誉教授
委員	児玉 達樹	大阪商工会議所経済産業部長
	陣山 繁紀	近畿経済産業局産業企画部長
	杉本 勝徳	日本弁理士会近畿支部長
	山崎 攻	関西特許情報センター振興会副理事長

○ 大阪府知的財産戦略指針検討委員会開催状況等

- 第1回 平成15年 8月21日 大阪府知的財産戦略指針の理念の検討
 第2回 平成15年10月21日 大阪府知的財産戦略指針の具体的項目の検討
 パブリックコメント 平成15年11月7日 ～ 平成15年12月6日
 第3回 平成16年 1月23日 大阪府知的財産戦略指針（案）の検討

2 庁内検討体制・経過

○ 大阪府知的財産戦略指針検討委員会庁内連絡調整会議構成

- | | |
|----------------------|-------|
| 知事直轄政策室計画課長 | 北野 義幸 |
| 企画調整部企画調整室科学・情報課長 | 浅野 幸治 |
| 生活文化部大学改革課長 | 村田 忠男 |
| 商工労働部商工振興室新産業課長 | 明瀬 正武 |
| 産業技術総合研究所次長 | 鈴木 義彦 |
| 特許情報センター所長 | 江川 武美 |
| 大阪府立大学大学院農学生命科学研究科教授 | 宮武 和孝 |
| 教育委員会事務局教育振興室教務課長 | 南 太一郎 |

○ 大阪府知的財産戦略指針検討委員会庁内連絡調整会議開催状況

- 第1回 平成15年 8月 4日 関係部局等の知的財産に関する取組み
 第2回 平成15年10月17日 大阪府知的財産戦略指針の具体的項目の検討
 第3回 平成16年 1月16日 大阪府知的財産戦略指針（案）の検討

大阪府知的財産戦略指針検討委員会設置要綱

〔資料2〕

（目的）

第1条 知的財産に関する府全体の方針及び体系的な施策を構築するための指針（以下「知的財産戦略指針」という。）を策定するため、大阪府知的財産戦略指針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 本府における知的財産戦略指針の策定に関すること。
- (2) その他、本府における知的財産戦略指針の策定に必要と認められる事項に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は必要があると認められるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（運営）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、大阪府商工労働部商工振興室新産業課において行う。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成15年5月22日から施行する。

大阪府知的財産戦略指針検討委員会庁内連絡調整会議設置要綱〔資料3〕

（目 的）

第1条 大阪府における知的財産戦略の基本的指針を策定するにあたり、庁内の調整を図るため、大阪府知的財産戦略指針検討委員会庁内連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（業 務）

第2条 調整会議は、次の事項について検討する。

- (1) 本府における知的財産戦略指針の策定に関すること。
- (2) その他、本府における知的財産戦略指針の策定に必要な事項に関すること。

（構 成）

第3条 調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 調整会議に座長を置き、大阪府商工労働部商工振興室新産業課長の職にある者をこれに充てる。
- 3 座長は必要があると認められるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（運 営）

第4条 調整会議は、座長が招集する。

（庶 務）

第5条 調整会議の庶務は、大阪府商工労働部商工振興室新産業課において行う。

（雑 則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は平成15年5月22日から施行する。

2. 各種データ等

1 検討体制・経過

平成 14 年 2 月 25 日	「知的財産戦略会議」の開催を決定（内閣総理大臣決済）
平成 14 年 7 月 3 日	「知的財産戦略大綱」を決定（内閣総理大臣へ提出）
平成 14 年 11 月 27 日	「知的財産基本法」成立（第 155 回臨時国会）
平成 14 年 12 月 4 日	「知的財産基本法」を公布（法律第 122 号）
平成 15 年 3 月 1 日	「知的財産基本法」を施行
平成 15 年 3 月 1 日	「知的財産戦略本部」を設置
平成 15 年 7 月 8 日	「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」策定

2 推進計画の概要

「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」に係る以下の取組みを推進する。

1 創造分野

- 大学等における知的財産の創造を推進する
 - ・ 知的財産の創造を重視した研究開発の推進
 - ・ 知的財産の大学等機関一元管理の原則の推進
 - ・ 大学知的財産本部や TLO の整備 など

2 保護分野

- 特許迅速化法（仮称）を制定する
- 知的財産高等裁判所の創設を図る
- 世界特許システムの構築に向けた取組みを強化する など

3 活用分野

- 知的財産の戦略的活用を支援する
- 国際標準化活動を支援する など

4 コンテンツビジネスの飛躍的拡大

- 魅力あるコンテンツの創造、保護、流通を促進する など

5 人材の育成と国民意識の向上

- 知的財産関連人材を養成する
- 知的財産関連教育、研究、研修を推進する
- 国民の知的財産意識を向上させる など

〔資料5〕

大学等技術移転促進法により承認されたTLO実施事業者(平成15年12月31日現在)

承認年月日	実施事業者名	技術シーズの主な供給元
H10.12.4	(株)先端科学技術インキュベーションセンター	東京大学教官有志等
"	関西ティー・エル・オー(株)	京都大学、立命館大学を始め、関西一円の国公立大学の教官・教員等
"	(株)東北テクノアーチ	東北大学、弘前大学、秋田大学、岩手大学、山形大学等の教官有志等
"	(学)日本大学	日本大学の教職員等
H11.4.16	(株)筑波リエゾン研究所	筑波大学教官等
"	(学)早稲田大学	早稲田大学の研究者
H11.8.26	(財)理工学振興会	東京工業大学教官等
"	(学)慶応義塾	慶応義塾の研究者等
H11.12.9	(有)山口ティー・エル・オー	山口大学教官等
H11.12.24	北海道ティー・エル・オー(株)	北海道大学を始めとする北海道内の国公立大学教員等
H12.4.19	(株)北九州テクノセンター(H14.4.1(財)北九州産業学術推進機構に承継)	九州工業大学を始めとする北九州地域の国公立大学等の教員
"	(財)新産業創造研究機構	神戸大学を始めとする兵庫県下の国公立大学等の教員
"	(財)名古屋産業科学研究所	名古屋大学を始めとする中部地域の国立大学の教官
"	(株)産学連携機構九州	九州大学の教官
H12.6.14	(学)東京電機大学	東京電機大学の研究者等
H12.9.21	(株)山梨ティー・エル・オー	山梨大学、山梨医科大学の教員
H12.12.4	タマティーエルオー(株)	工学院大学、東洋大学、東京都立大学等、多摩地域の大学教員
H13.4.25	(学)明治大学	明治大学の教職員
"	よこはまティーエルオー(株)	横浜国立大学、横浜市立大学、神奈川県内私立大学の教員
"	(株)テクノネットワーク四国	徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、高知工科大学を中心とした四国地域の大学等の教員
H13.8.30	(財)大阪産業振興機構	中核8大学(大阪医科大学、大阪工業大学、大阪産業大学、大阪市立大学、大阪大学、大阪府立大学、関西大学、近畿大学)を始めとする大阪府内の大学等の教員
"	(財)生産技術研究奨励会	東京大学生産技術研究所の研究者
"	(財)くまもとテクノ産業財団	熊本大学を始めとする熊本県内の大学等の教員
H13.12.10	農工大ティー・エル・オー(株)	東京農工大学の教官等

H13.12.25	(株)新潟ティーエルオー	新潟大学を始めとする新潟県内の大学の教員等
H14.1.17	(財)浜松科学技術研究振興会	静岡大学を始めとする静岡県内の大学の教員等
H14.4.16	(株)三重ティーエルオー	三重大学を始めとする三重県内の国公立大学等高等教育機関の研究者
H14.12.26	(有)金沢大学ティ・エル・オー	金沢大学を始めとする北陸地方の国公立大学等高等教育機関の研究者
H15.2.19	(株)キャンパスクリエイト	電気通信大学の研究者
"	(学)日本医科大学知的財産・ベンチャー育成(TLO)センター	日本医科大学、日本獣医畜産大学の研究者
"	(株)鹿児島TLO	鹿児島大学、鹿屋体育大学、鹿児島工業高等専門学校 of 研究者
H15.4.18	(株)信州TLO	信州大学及び長野工業高等専門学校の研究者
H15.5.16	株式会社みやざきTLO	宮崎大学、宮崎医科大学、宮崎公立大学等の研究者
H15.8.26	有限会社大分TLO	大分大学、大分医科大学、日本文理大学及び大分工業高等専門学校の研究者
H15.9.30	(学)東京理科大学科学技術交流センター	東京理科大学、諏訪東京理科大学及び山口東京理科大学の研究者
H15.10.9	(財)ひろしま産業振興機構	広島大学をはじめとした広島県下の国公立大学等の研究者

以上36機関

特許等の出願件数(日本人によるもの)

[資料6]

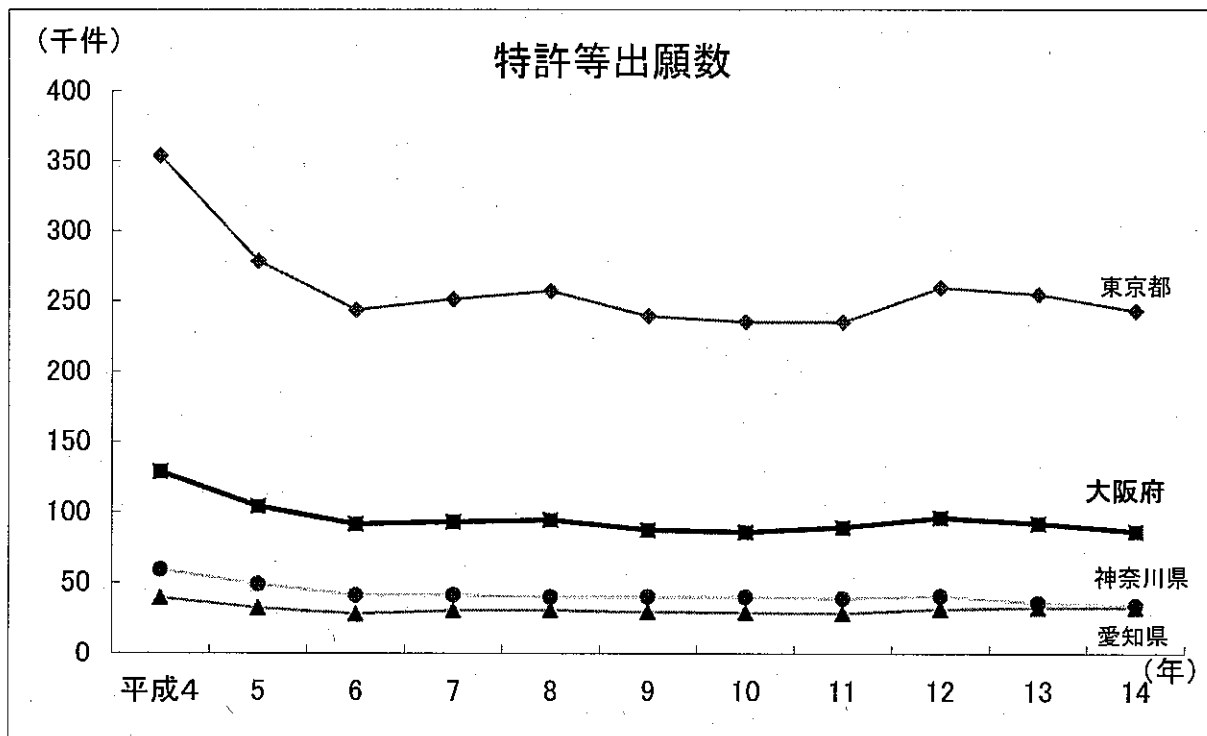
大阪府における特許出願件数は、全国の約17%を占めています。

年	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12
大阪府	128,652	104,078	91,519	93,101	94,435	87,533	85,774	89,210	96,159
東京都	353,623	278,549	243,620	251,409	257,158	239,180	235,162	234,838	259,248
神奈川県	58,946	48,887	41,079	41,251	40,067	40,108	39,934	39,050	40,664
愛知県	39,240	32,314	28,059	30,498	30,617	29,532	29,146	28,730	31,623
全国	816,676	658,931	641,853	543,344	554,903	513,679	503,235	508,620	555,692

年	平成13					平成14				
	合計	特許	実用新案	意匠	商標	合計	特許	実用新案	意匠	商標
大阪府	91,986	67,842	907	8,932	14,305	86,345	62,044	1,076	8,884	14,341
東京都	254,430	186,669	1,776	13,789	52,196	242,586	180,146	1,633	11,584	49,223
神奈川県	35,958	29,942	323	1,660	4,033	34,109	27,732	346	1,671	4,360
愛知県	32,609	25,103	322	2,242	4,942	32,772	25,505	331	2,311	4,625
全国	535,586	386,767	6,988	37,176	104,655	511,926	369,458	6,942	34,881	100,645

出典：(特許庁「特許庁年次報告書」)

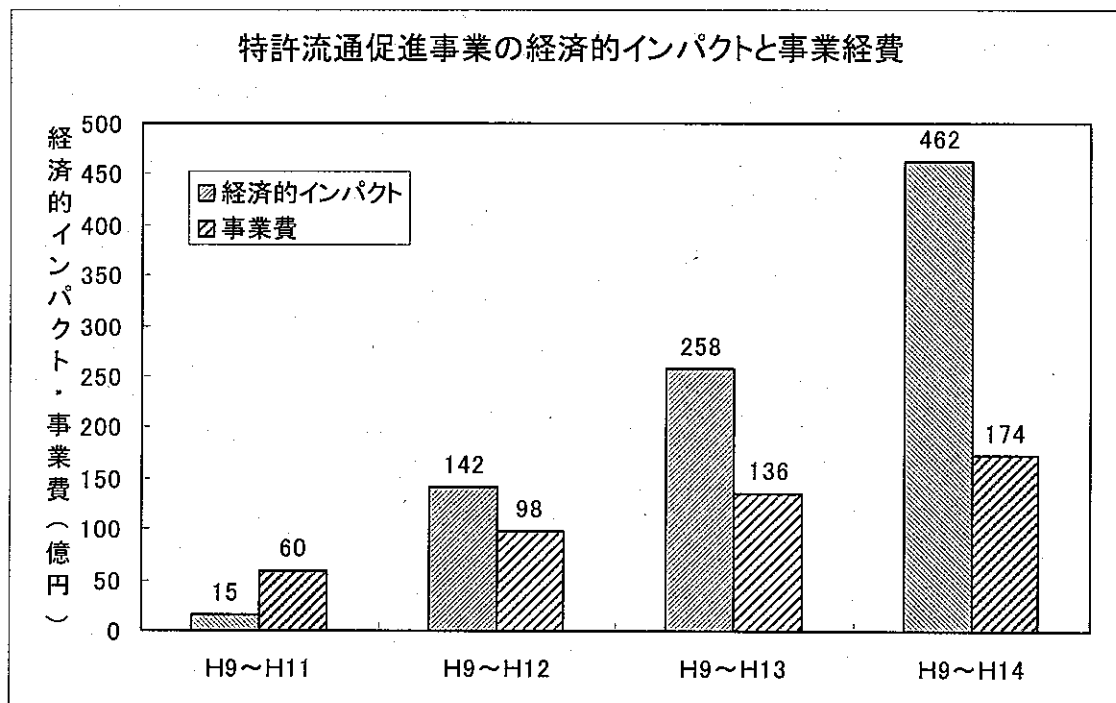
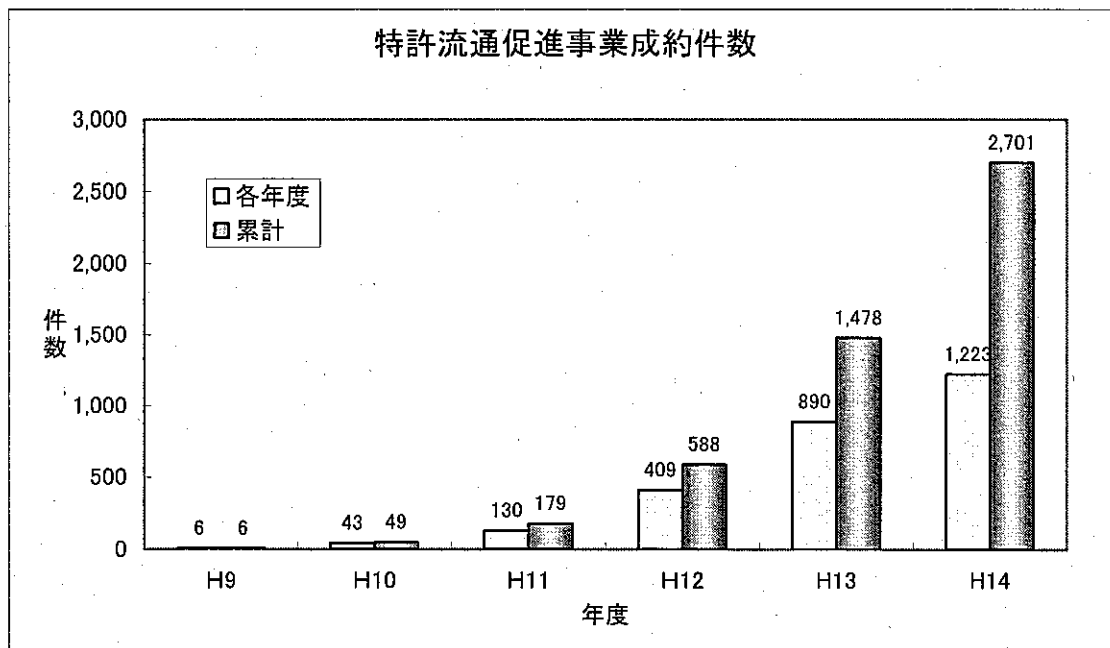
(注)平成4～12年は、特許、実用新案、意匠、商標の合計



特許流通促進事業の成果

〔資料7〕

(独立行政法人工業所有権総合情報館)



地域別弁理士数(平成15年12月31日現在)

[資料8]

(日本弁理士会)

	都道府県名	主たる事務所を有する弁理士数		従たる事務所を有する弁理士数		合計
北海道・東北	・北海道	12	0.2%	5	1.3%	17
	・青森県	2	0.0%	2	0.5%	4
	・岩手県	1	0.0%	1	0.3%	2
	・宮城県	4	0.1%	2	0.5%	6
	・秋田県	2	0.0%	0	0.0%	2
	・山形県	4	0.1%	0	0.0%	4
	・福島県	3	0.1%	2	0.5%	5
	○合計	28	0.5%	12	3.1%	40
関東甲	・茨城県	40	0.7%	10	2.6%	50
	・栃木県	7	0.1%	1	0.3%	8
	・群馬県	11	0.2%	1	0.3%	12
	・埼玉県	76	1.4%	17	4.4%	93
	・千葉県	80	1.4%	16	4.2%	96
	・東京都	3,484	62.8%	151	39.3%	3,635
	・神奈川県	322	5.8%	34	8.9%	356
	・山梨県	4	0.1%	3	0.8%	7
	○合計	4,024	72.5%	233	60.7%	4,257
東海	・長野県	20	0.4%	8	2.1%	28
	・岐阜県	28	0.5%	6	1.6%	34
	・静岡県	33	0.6%	4	1.0%	37
	・愛知県	237	4.3%	28	7.3%	265
	・三重県	5	0.1%	1	0.3%	6
	○合計	323	5.8%	47	12.2%	370
北陸	・新潟県	5	0.1%	4	1.0%	9
	・富山県	5	0.1%	0	0.0%	5
	・石川県	6	0.1%	1	0.3%	7
	・福井県	5	0.1%	3	0.8%	8
	○合計	21	0.4%	8	2.1%	29
近畿	・滋賀県	16	0.3%	5	1.3%	21
	・京都府	72	1.3%	11	2.9%	83
	・大阪府	861	15.5%	24	6.3%	885
	・兵庫県	83	1.5%	12	3.1%	95
	・奈良県	12	0.2%	2	0.5%	14
	・和歌山県	1	0.0%	2	0.5%	3
	○合計	1,045	18.8%	56	14.6%	1,101
中国	・鳥取県	3	0.1%	3	0.8%	6
	・島根県	2	0.0%	1	0.3%	3
	・岡山県	13	0.2%	0	0.0%	13
	・広島県	12	0.2%	3	0.8%	15
	・山口県	2	0.0%	0	0.0%	2
	○合計	32	0.6%	7	1.8%	39
四国	・徳島県	3	0.1%	1	0.3%	4
	・香川県	3	0.1%	0	0.0%	3
	・愛媛県	4	0.1%	3	0.8%	7
	・高知県	2	0.0%	0	0.0%	2
	○合計	12	0.2%	4	1.0%	16

九州	・福岡県	35	0.6%	4	1.0%	39
	・佐賀県	1	0.0%	2	0.5%	3
	・長崎県	1	0.0%	1	0.3%	2
	・熊本県	4	0.1%	0	0.0%	4
	・大分県	1	0.0%	1	0.3%	2
	・宮崎県	1	0.0%	0	0.0%	1
	・鹿児島県	1	0.0%	5	1.3%	6
	・沖縄県	4	0.1%	0	0.0%	4
	○合計	48	0.9%	13	3.4%	61
国外	・アジア州	1	0.0%	2	0.5%	3
	・大洋州	1	0.0%	0	0.0%	1
	・アフリカ州	0	0.0%	0	0.0%	0
	・欧州	2	0.0%	1	0.3%	3
	・NIS(旧ソ連)	0	0.0%	0	0.0%	0
	・北米州	11	0.2%	1	0.3%	12
	・南米州	0	0.0%	0	0.0%	0
	○合計	15	0.3%	4	1.0%	19
総合計	5,548	---	384	---	5,932	

- ・日本国内すべての都道府県に弁理士がいる。また、新弁理士法（平成13年1月6日施行）により、日本国外にも事務所を置くことが可能になった。
- ・%の和は小数点処理の関係上100%にならないことがある。

都道府県職員の特許出願件数、特許取得件数、実施許諾又は譲渡件数〔資料9〕

1 過去5年間の特許出願件数

		出願合計					
		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	計
1	大阪府	24	33	49	34	41	181
2	北海道	14	20	13	26	26	99
3	神奈川県	13	7	18	23	26	87
4	岐阜県	11	11	20	23	19	84
5	福岡県	10	23	22	14	13	82
全国合計		274	336	430	477	465	1,982
1県平均		6.0	7.3	9.3	10.4	10.1	43.1

(注1)平均は愛知、熊本を除く45都道府県平均値。合計は、熊本を除く46都道府県平均値。
 (注2)福岡県は工業関係のみの件数

2 過去5年間の特許取得件数

		特許合計						保有件数
		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	計	
1	大阪府	15	13	9	16	4	57	128
2	北海道	14	18	11	1	7	51	118
3	熊本県	13	10	11	12	16	62	75
4	長野県	0	4	6	4	3	17	72
5	東京都	14	6	11	6	5	42	67
全国合計		151	193	173	121	117	755	1,389
1県平均		3.2	4.1	3.7	2.6	2.5	16.1	29.6

(注1)平均は愛知を除く46都道府県平均値。合計は、47都道府県平均値。
 (注2)「保有特許件数」中、長野県は出願中の件数を含む。

3 実施許諾又は譲渡件数

		合計ライセンス件数
		平成14年
1	新潟県	50
2	大阪府	45
3	愛知県	30
4	北海道	29
5	岐阜県	28
全国合計		475
1県平均		10.1

職員勤務発明による府有知的財産権総括表(平成14年度)

[資料10]

(平成15年3月31日現在)

		特許 C	産技 研	食 み C	公 衛 研	産 開 研	産 デ C	南 農 緑	水 産 試	環 情 C	成 人 C	水 道 部	府 大	合 計	
登 録	計		109	13	13						1	2	2	133	
	うち外国特許		40	1	6						1			48	
	特許		107	9	13						1	2	2	128	
	うち外国特許		40	1	6						1			48	
	実用新案		2	2										3	
	意匠														
	品種登録			2										2	
	14年度登録数		3	2							1			6	
	うち共同登録		3								1			4	
うち単独登録			2										2		
出 願 中	計	4	185	9	8			1				7	37	251	
	うち外国特許		31	1	1								6	39	
	特許	4	184	9	8			1				7	37	250	
	うち外国特許		31	1	1								6	39	
	実用新案														
	意匠		1											1	
	品種登録														
	14年度出願数	4	27										10	41	
	うち共同出願	3	24										9	36	
うち単独出願	1	3										1	5		
実施許諾	登 録	特許		17	1	1						2		21	
		うち外国特許													
		実用新案													
		意匠													
		品種登録													
	出 願 中	計		16	1								7		24
		うち外国特許													
		特許		15	1								7		23
		うち外国特許													
		実用新案													
	意匠		1										1		
	品種登録														

(注) 合計件数では、複数の機関による1つの発明を1件とカウントしている。

※対象機関

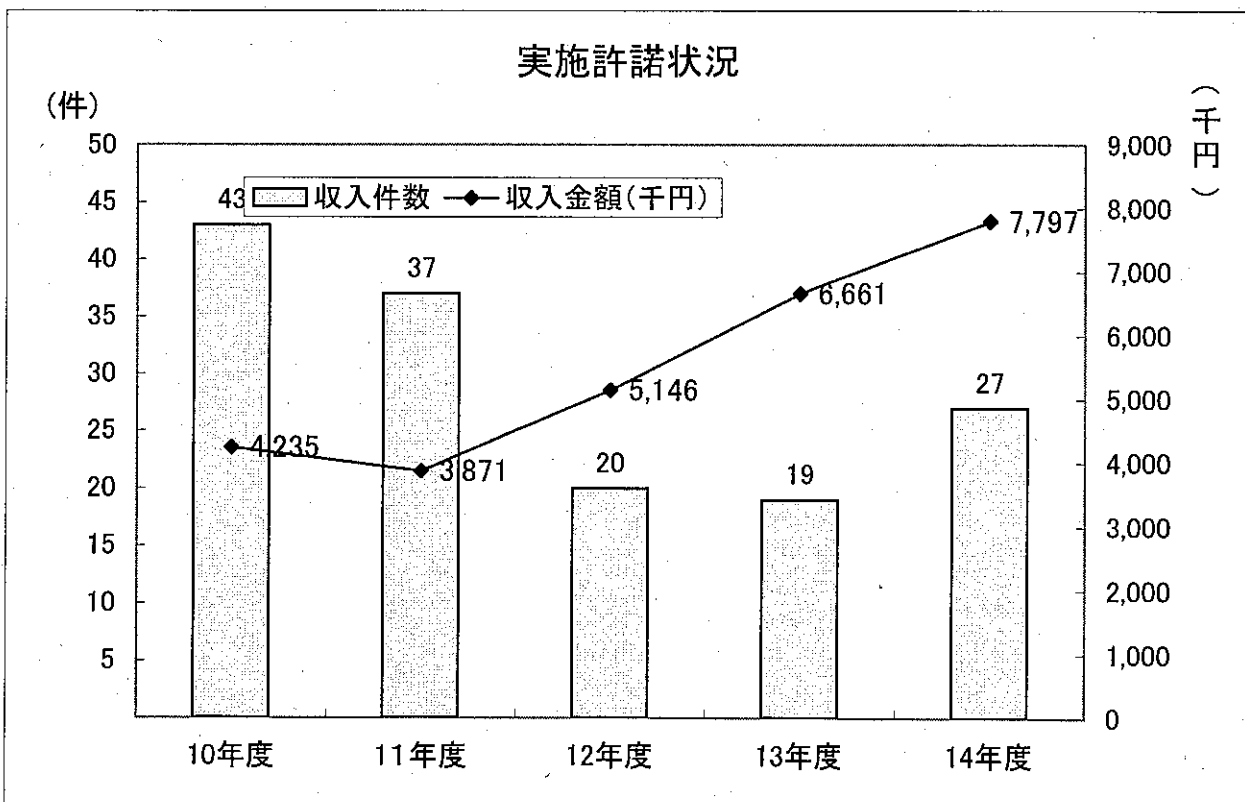
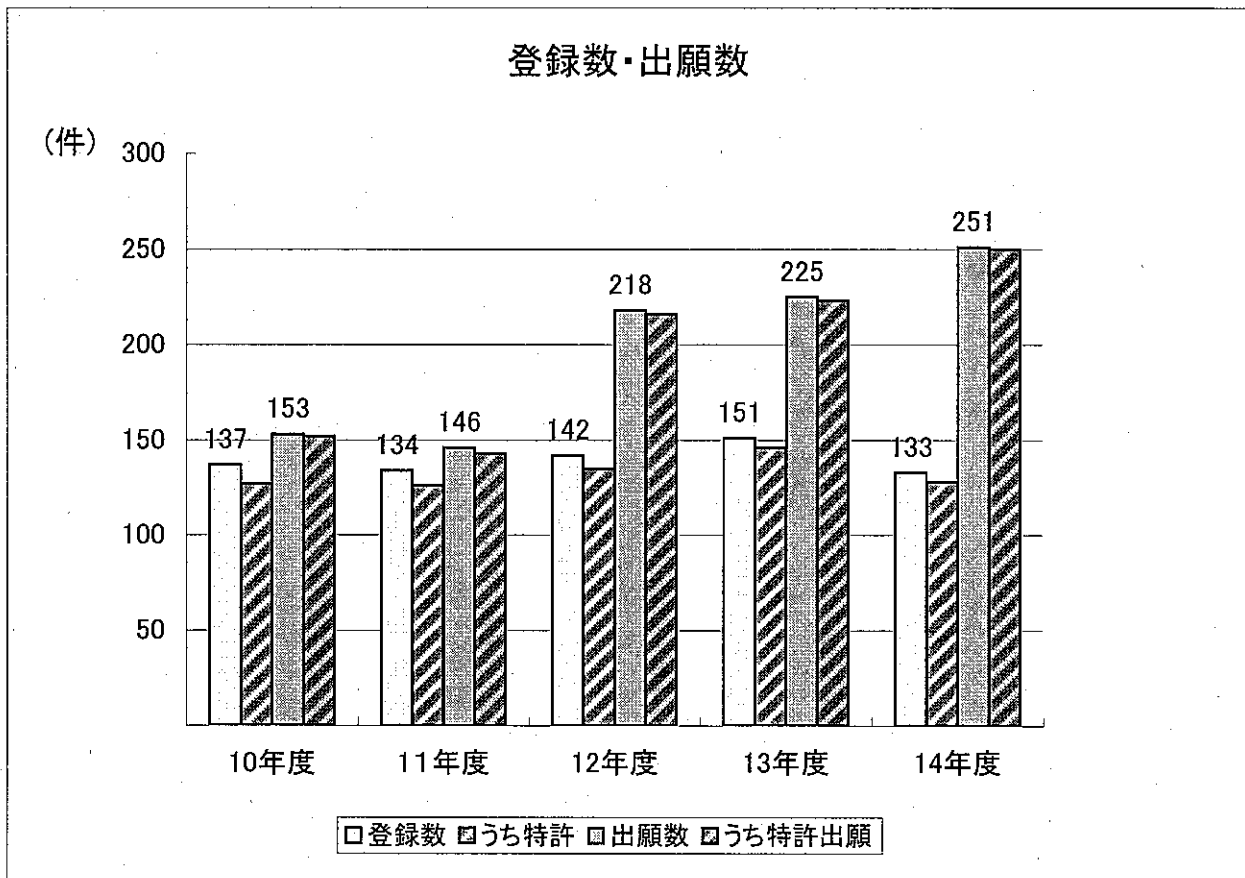
特許C: 特許情報センター
 産技研: 産業技術総合研究所
 食みC: 食とみどりの総合技術センター
 公衛研: 公衆衛生研究所
 産開研: 産業開発研究所
 産デC: 産業デザインセンター

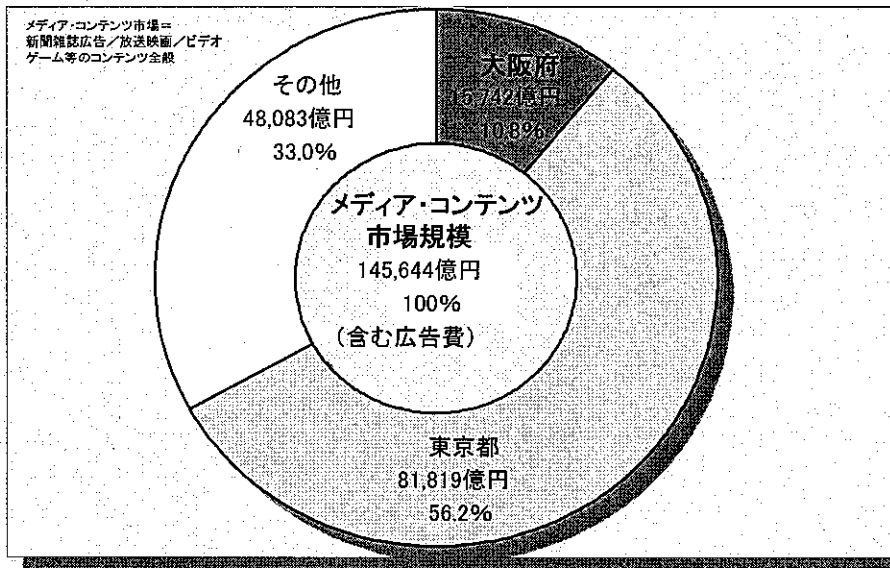
南農緑: 南河内農とみどりの総合事務所
 水産試: 水産試験場
 環情C: 環境情報センター
 成人C: 成人病センター
 水道部: 水道部
 府 大: 府立大学

※実施許諾収入

総合計	27 件	7,796,513 円
(内訳)	23 件	7,743,265 円 (産業技術総合研究所)
	2 件	7,111 円 (食とみどりの総合技術センター)
	1 件	12,012 円 (公衆衛生研究所)
	1 件	34,125 円 (水道部)

職員勤務発明による府有知的財産権総括表(経年推移表)

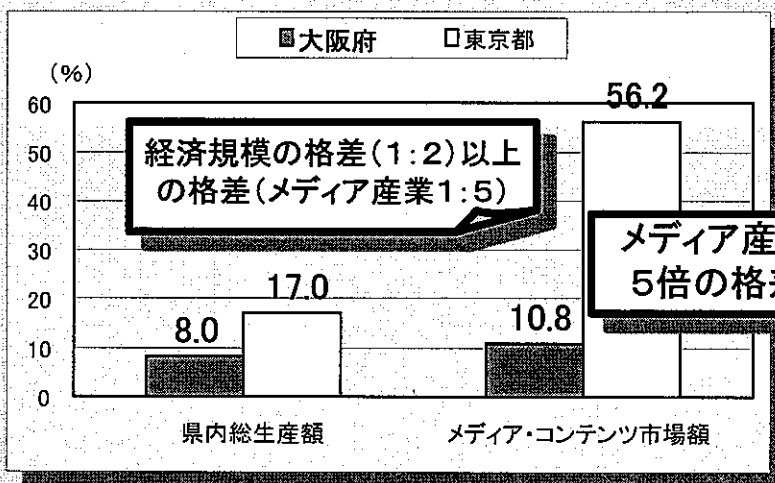




情報発信量
2.5倍の格差

	大阪	東京
情報発信量(億ワード)	7.1	17.9

資料：大阪のインターネット情報発信力の現状とポテンシャル調査（平成13年度）



インターネットトラフィック
24倍の格差

資料：内閣府「県民経済計算年報」平成13年

	大阪府	東京都
IXでのトラフィック量 (Gbps)	0.3	7.4

資料：21世紀におけるインターネット政策の在り方平成13年中間答申（情報通信審議会）

知的財産基本法

公布：平成14年12月4日法律第122号

施行：平成15年3月1日

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。)、大学共同利用機関(国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。)であって試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。)であって研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。

(国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造)

第三条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造力の豊かな人材が育成され、その創造力が十分に発揮され、技術革新の進展にも対応した知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な保護が図られ、並びに経済社会において知的財産が積極的に活用されつつ、その価値が最大限に発揮されるために必要な環境の整備を行うことにより、広く国民が知的財産の恵沢を享受できる社会を実現するとともに、将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し、もって国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展)

第四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらす、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、前二条に規定する知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(大学等の責務等)

第七条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であって、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、我が国産業の発展において知的財産が果たす役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、活力ある事業活動を通じた生産性の向上、事業基盤の強化等を図ることができるよう、当該事業者若しくは他の事業者が創造した知的財産又は大学等で創造された知的財産の積極的な活用を図るとともに、当該事業者が有する知的財産の適切な管理に努めるものとする。

2 事業者は、発明者その他の創造的活動を行う者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇の確保に努めるものとする。

(連携の強化)

第九条 国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(競争促進への配慮)

第十条 知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十二条 国は、大学等における付加価値の高い知的財産の創造が我が国の経済社会の持続的な発展の源泉であることにかんがみ、科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第二条に規定する科学技術の振興に関する方針に配慮しつつ、創造力の豊かな研究者の確保及び養成、研究施設等の整備並びに研究開発に係る資金の効果的な使用その他研究開発の推進に必要な施策

を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進等)

第十三条 国は、大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上等に有用であることにかんがみ、大学等において当該研究成果の適切な管理及び事業者への円滑な移転が行われるよう、大学等における知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る設定の登録その他の手続の改善、市場等に関する調査研究及び情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(権利の付与の迅速化等)

第十四条 国は、発明、植物の新品種、意匠、商標その他の国の登録により権利が発生する知的財産について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たり、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(訴訟手続の充実及び迅速化等)

第十五条 国は、経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産権の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産権に関する事件について、訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(権利侵害への措置等)

第十六条 国は、国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、事業者又は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者（「本邦法人等」という。次条において同じ。）の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利の的確な行使その他必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な制度の構築等)

第十七条 国は、知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(新分野における知的財産の保護等)

第十八条 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備)

第十九条 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参考となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要

な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。

(情報の提供)

第二十条 国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第二十一条 国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十二条 国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

第二十三条 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を作成しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 知的財産の創造、保護及び活用に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 知的財産戦略本部は、第一項の規定により推進計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 知的財産戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 知的財産戦略本部は、知的財産を取り巻く状況の変化を勘案し、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも毎年度一回、推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第四項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第四章 知的財産戦略本部

(設置)

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十六条 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもって組織する。

(知的財産戦略本部長)

第二十七条 本部長は、知的財産戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(知的財産戦略副本部長)

第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(知的財産戦略本部員)

第二十九条 本部に、知的財産戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

二 知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。